

Ⅱ. 重点的施策のポイント

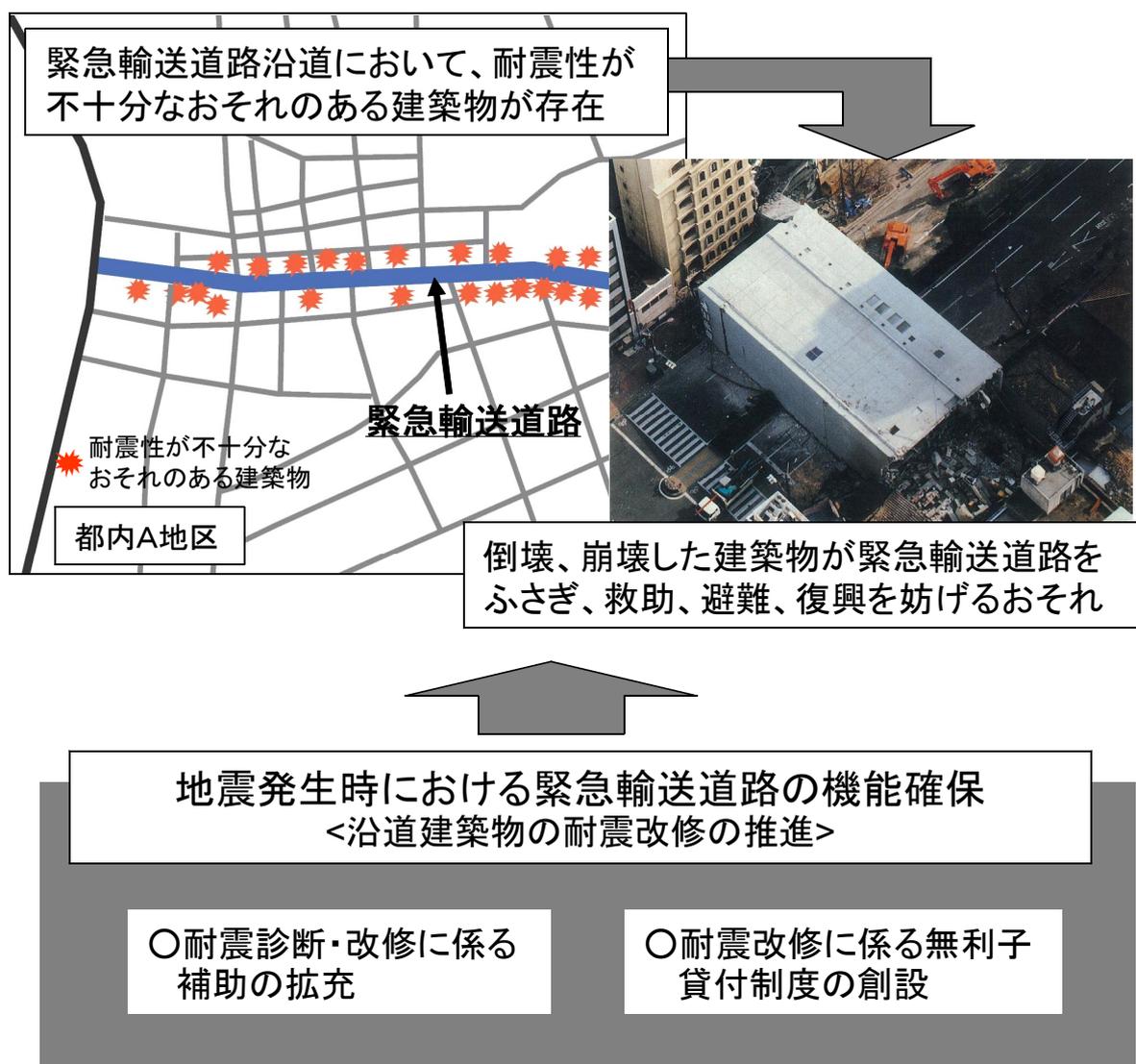
1. 建築物・住宅市街地の地震防災対策の推進

国費 407億円

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の緊急耐震化

地震発生時に緊急輸送道路が有効に機能するよう、沿道に存する大規模建築物について、倒壊・崩壊を防止するため、耐震診断・改修に係る補助を拡充する。

また、耐震改修に要する費用のうち民間事業者等が負担する部分について、無利子貸付制度を創設する。



※緊急輸送道路:地震直後から発生する救助・救急・医療等の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路

(2) 耐震改修の全国展開等住宅・建築物耐震改修等事業の拡充

大地震発生の可能性は低いといわれていた地域で起きた福岡県西方沖地震に見られるように、我が国においては、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあることから、住宅・建築物耐震改修等事業の地域要件を撤廃し、全国で耐震改修を促進する。

また、耐震性の著しく劣る擁壁等の耐震化を補助対象に追加する等の拡充を行い、住宅・建築物等の耐震改修の促進を図る。

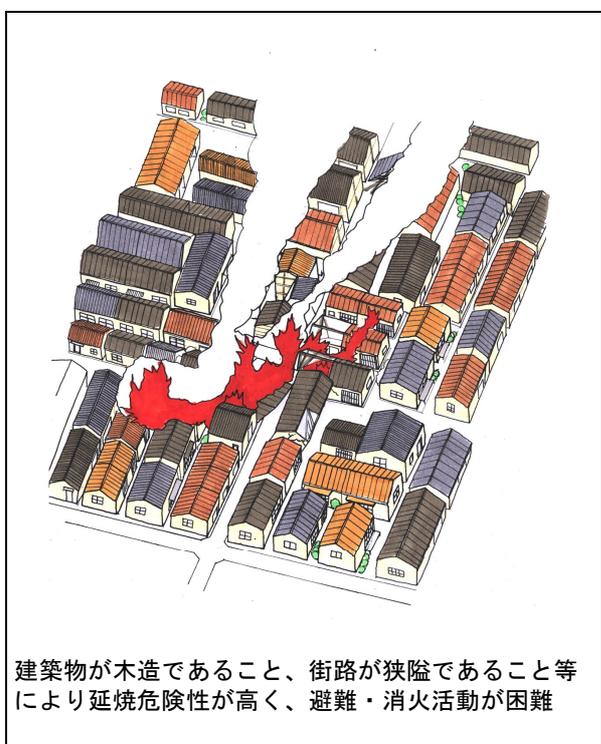
(3) 耐震性・耐火性の顕著に劣る密集市街地の緊急整備

密集市街地において防災上安全な市街地の形成を促進するため、防火の規制を強化する一方、形態規制等の合理化を図る規制誘導措置と連携し、地区防災施設の整備と一体となった沿道の建築物等の建替えに対し支援を行う。

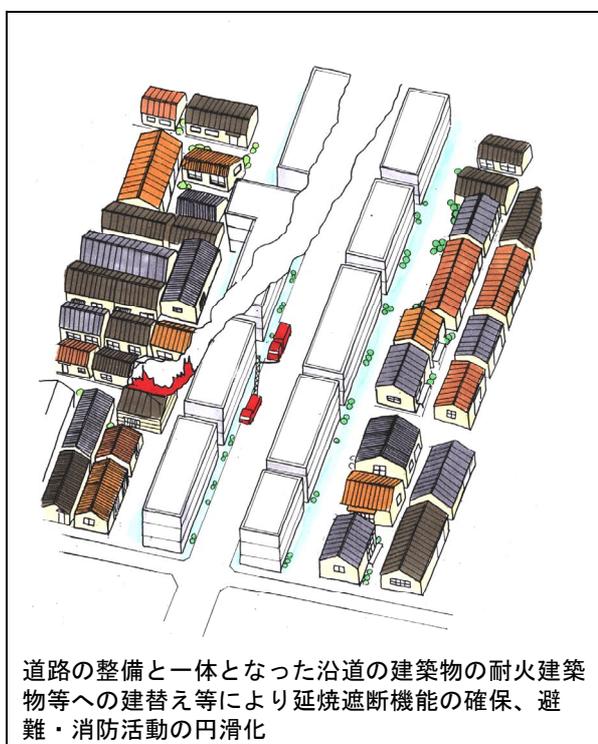
さらに、密集市街地の緊急整備を促進するため、都市再生機構によるコーディネートを推進する。

<密集市街地の整備イメージ>

従前



従後



(4) 建築物の防災性能強化の推進

免震・制震構造工事等再開発ビルの防災性能強化に要する費用に対する補助の対象事業の地域要件を撤廃する。

(5) 沿岸部集落における津波避難対策の推進

津波が発生する危険性の高い地域に存する沿岸部集落において、避難地・避難路の整備、避難施設の整備等を促進するため、小規模住宅地区改良事業等の拡充を行い、大規模地震時の津波避難対策の推進を図る。

(6) 都市再生総合整備事業の拡充

都市再生総合整備事業の事業主体に官民協働による協議会組織を追加するとともに、都市施設に係る事業認可前の用地取得を支援対象とする。